

議案第39号

令和4年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算

令和4年度静岡市の静岡市立静岡病院事業債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ983,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 683,800
	1 負担金	683,800
2 市債		300,000
	1 市債	300,000
歳入合計		983,800

歳 出

款	項	金額
1 貸付金		千円 300,000
	1 貸付金	300,000
2 公債費		683,800
	1 公債費	683,800
歳出合計		983,800

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
静岡病院 事業貸付金	千円 300,000	1 借入先 銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は 債券発行 3 借入時期 令和4年度 ただし、市財政の 都合により、起債額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて借 り入れることができ る。	7%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。)	融通条件の定 めのある資金に ついては、その 融通条件によ り、その他の資 金については、 相手方との協 定によるものと する。 ただし、市財 政の都合によ り、据置期間及 び償還期間を短 縮し、若しくは 繰上償還又は借 換をすることが できる。